

産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金交付要領

第1 趣旨

産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金の交付については、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）並びに産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、本交付要領（以下「要領」という。）に定めるところによる。

第2 定義

要綱第2(2)に規定する「費用効果分析等」とは、生産技術コンサルティング、自動化企画構想、要素技術検証、仕様書作成、その他知事が認めるものをいう。

第3 補助の対象及び補助対象期間

(1) 補助の対象

補助の対象	
区分	内容
調査委託費	ロボットシステムインテグレータ等による、産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査にかかる以下の費用 ア 生産技術コンサルティング 現状分析、改善提案 イ 自動化企画構想 生産工程の分析及び産業用ロボット導入の検討、リスクアセスメント ウ 要素技術検証 設計シミュレーション、実現可能性試験 エ 仕様書作成 納入仕様書やユーザーテスト仕様書の作成

備考 調査のために必要な機械装置の購入費、製作費、借用費及びリース料、支援を受けようとする中小企業者において調査事業に従事する者の人件費は、補助対象とならない。

- (2) (1)に規定する経費について、項目に応じて、複数のロボットシステムインテグレータ等に調査を委託することを妨げない。
- (3) (1)に規定する経費について、補助対象経費を同じくする国、市町、他の県補助金又はこれらに準ずる団体等の補助金等の交付が行われている、若しくは交付が見込まれる場合には、その金額を補助対象経費から控除する。
- (4) (1)に規定する経費について、補助期間は交付決定の日から事業完了日までとする。

第4 交付の申請

- (1) 要綱第4(1)エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。
 - ア 事業内容説明書（様式第1）
 - イ 契約書等の根拠書類
- (2) 支援を受けようとする中小企業者が提出できる事業計画書は、1年度につき1者1件とする。

第5 変更の承認申請

要綱第6エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。

ア 変更事業内容説明書（様式第1）

イ 契約書等の根拠書類

第6 実績報告

要綱第7(i)エに規定する「その他知事が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類とする。

ア 調査結果報告書（様式第2）

イ 契約書等の根拠書類

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

様式第 1 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

事業内容説明書 (変更事業内容説明書)

1 事業の具体的な内容

(1) 実施の背景 (現状と課題)
(2) 実施目標 (本事業で達成すべき内容)
(3) 実施内容
(4) 実施体制 (自社内、委託先も含めて記載すること)
(5) 実施スケジュール

2 産業用ロボットの導入イメージ

産業用ロボットを導入したい工程や作業について、導入イメージを図や文章により、現状と比較して記載すること。

導入前（現状）
導入後（導入イメージ）

※導入イメージを示した資料がある場合は、添付すること。

3 事業成果の活用等

(1) 事業実施後の産業用ロボットの導入スケジュール
(2) 成果の波及効果（生産性向上等）

4 これまでに受けた産業用ロボット関連の、国、県、市町又はこれらに順ずる団体の補助金又は委託費等の実績（過去5年分）（補助金又は委託費等名、事業概要、金額、交付年度を記載すること）

--

5 資金調達内訳表

区 分	金 額 （円）	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		静岡県
その他の経費		
合 計		

様式第 2 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

調査結果報告書

1 実施内容 (調査の実績)

申請内容と対応させて、調査の実施により、どのような結果が得られたかを図面、図表等も含めて詳細に記載すること。

(1) 目標に対する結果 (数値等で具体的に記載すること)

(2) 実施内容に対する達成状況 (%で記載すること)

(3) 本事業の有効性

2 今後の展開

得られた実績（結果）に基づき、今後産業用ロボットを導入するかどうかの結論と、その判断理由等について詳細に記載すること。

(1) 結論 (該当する方を○で囲む)	今後産業用ロボットを 導入する ・ 導入しない
(2) 判断理由等	
(3) 今後の展開（導入する場合、記入すること）	